

## 告示

### 埼玉県告示第六百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

埼玉県鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ポレール吹上

ケーヨーデイツー吹上

埼玉県北足立郡吹上町新宿二丁目百九十三番地外

（変更後）BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

埼玉県鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川裕司

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計七者

（変更後）ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成二十六年六月二十六日

#### ニ 届出年月日

令和二年五月二十九日

#### 二 縦覧期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課